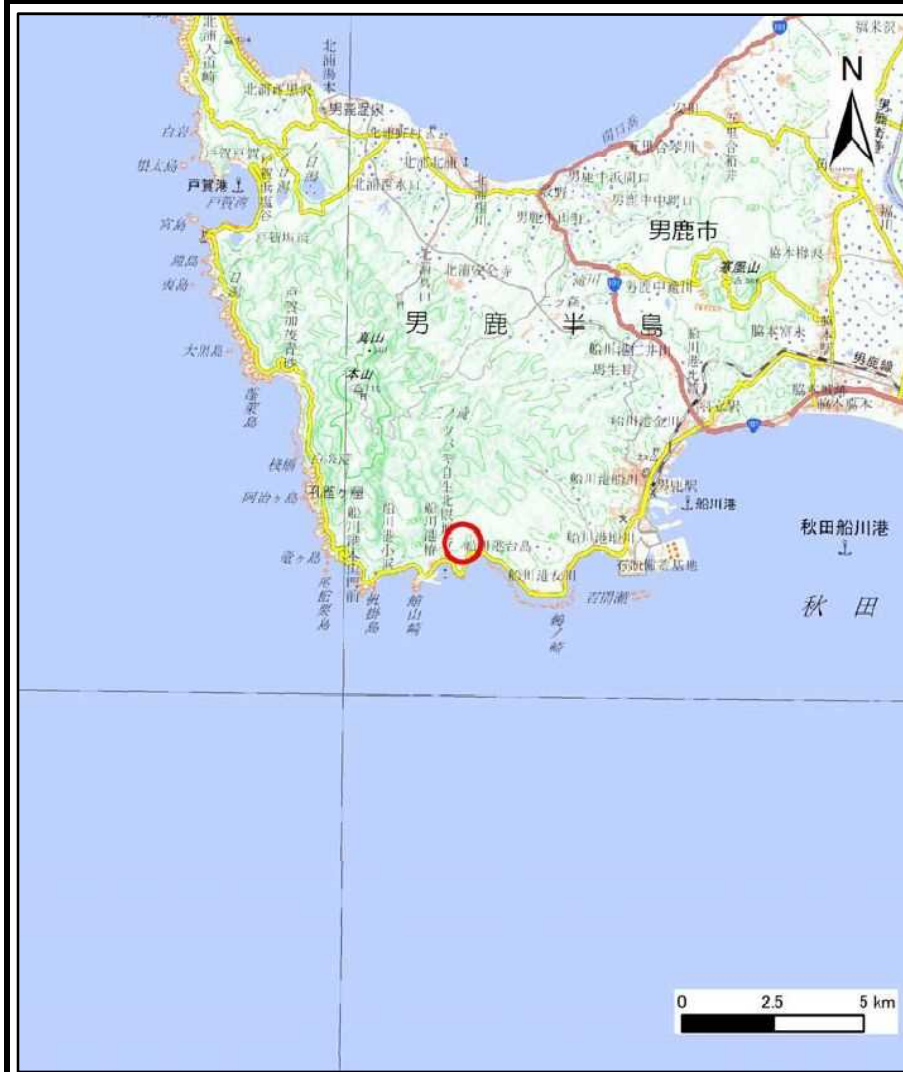
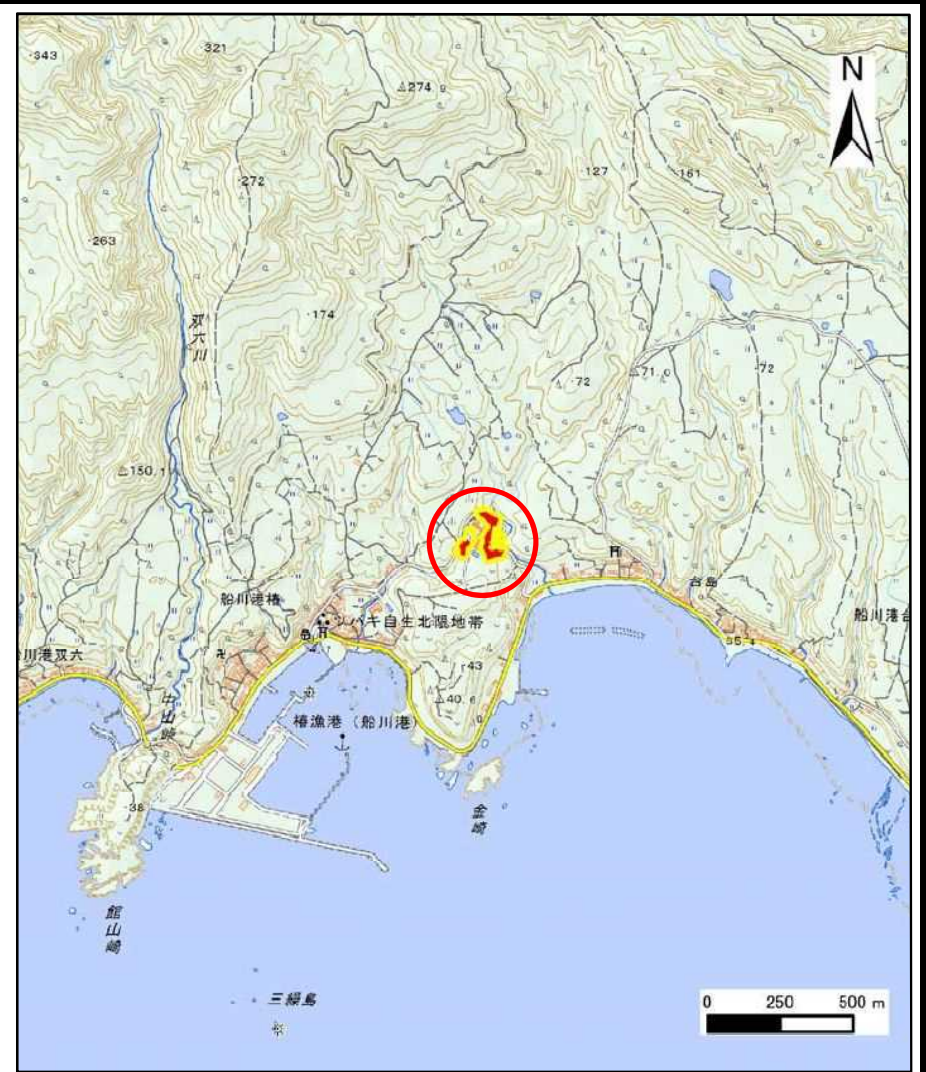


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

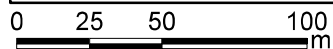
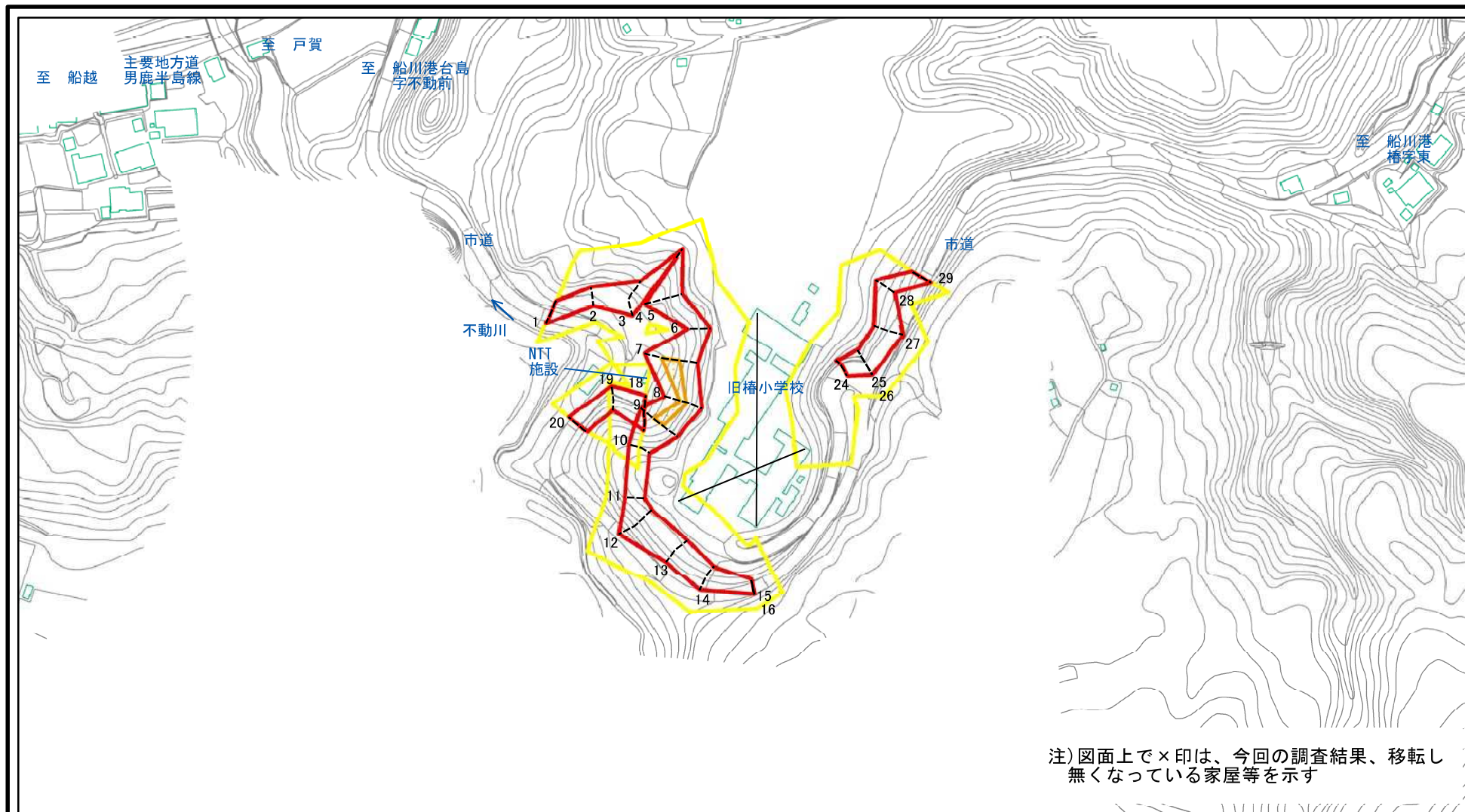


(1/25,000)

様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	I-1285
	箇所名	中山2号
	所在地	秋田県男鹿市船川港椿字中山及び立林並びに同市船川港台島字木戸口、浜平及び不動前

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R1JHf1065」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承諾を得なければならない。」

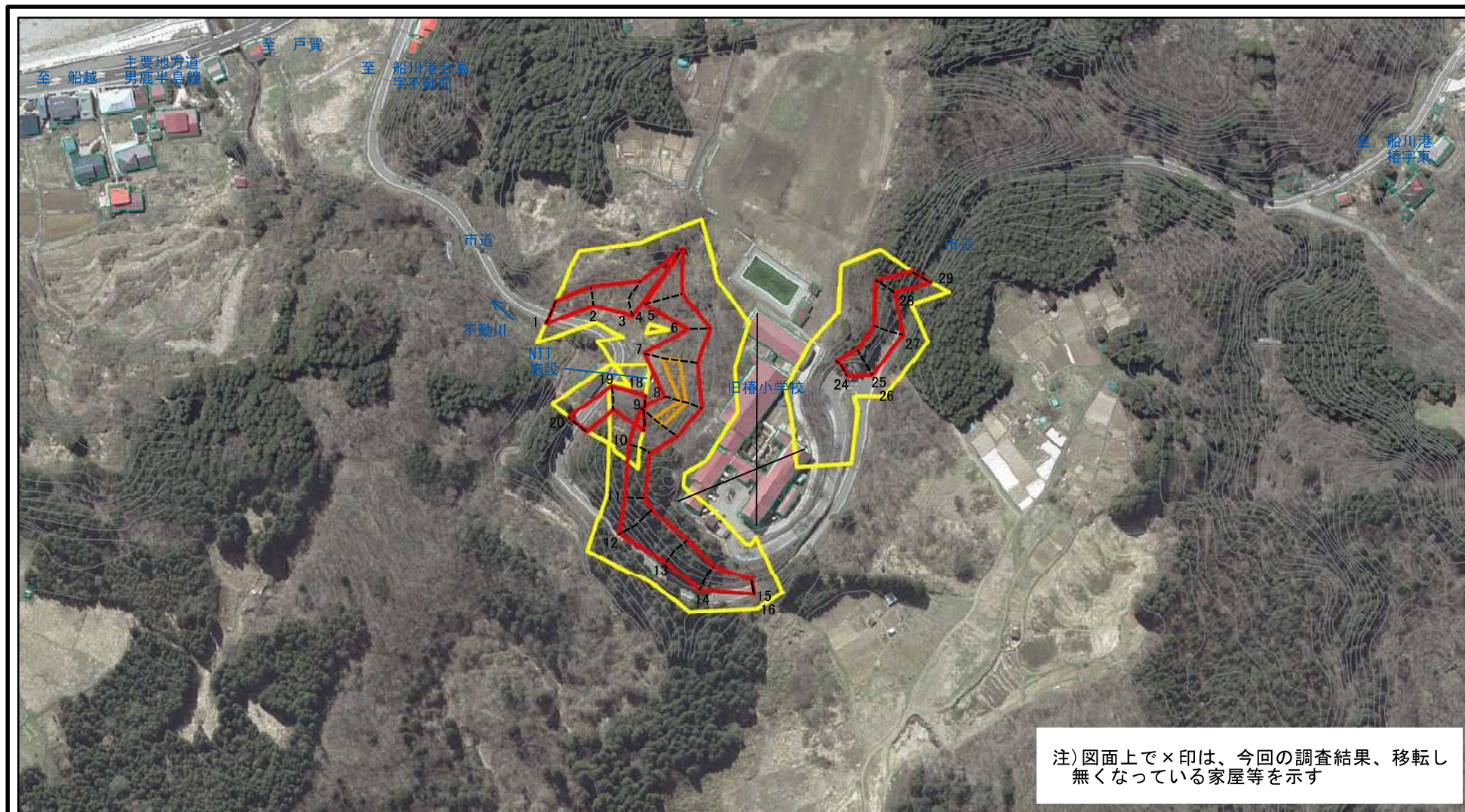
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1285	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第403号	箇所名	中山2号	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		縮尺 1:2,500	告示年月日	令和2年9月25日	所在地 秋田県男鹿市船川港台島中山及び立林並びに同市船川港台島字木戸口、浜平及び不動前		
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
それ以外の区域								

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)

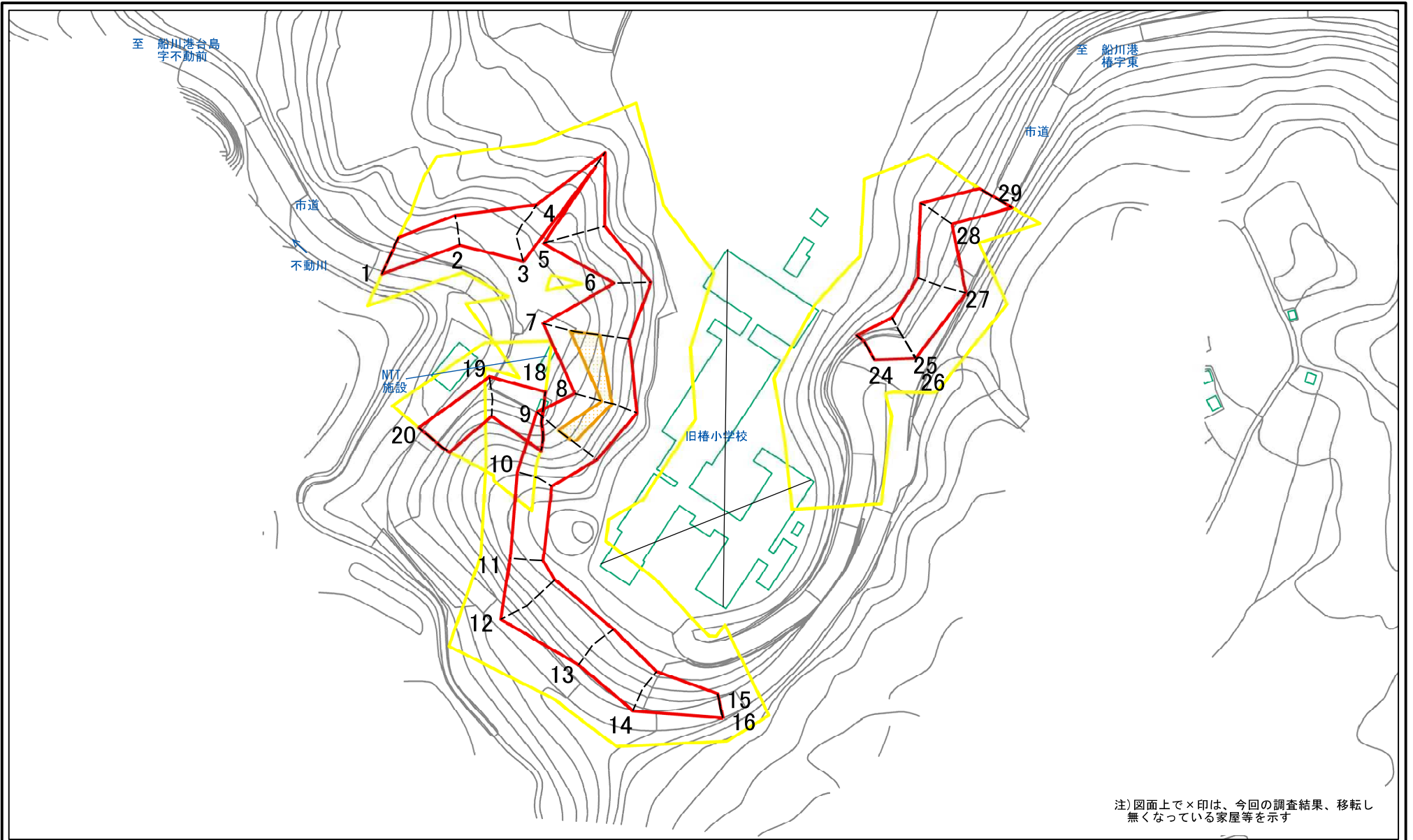


0 25 50 100 m

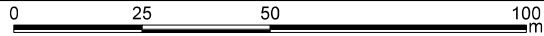
図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		 N	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1285	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			縮尺	告示番号	第403号	箇所名	中山2号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		1:2,500	告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県鹿角市船川港橋字中山及び立林並びに同市船川港台島字木戸口、浜平及び不動前	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
それ以外の区域								

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



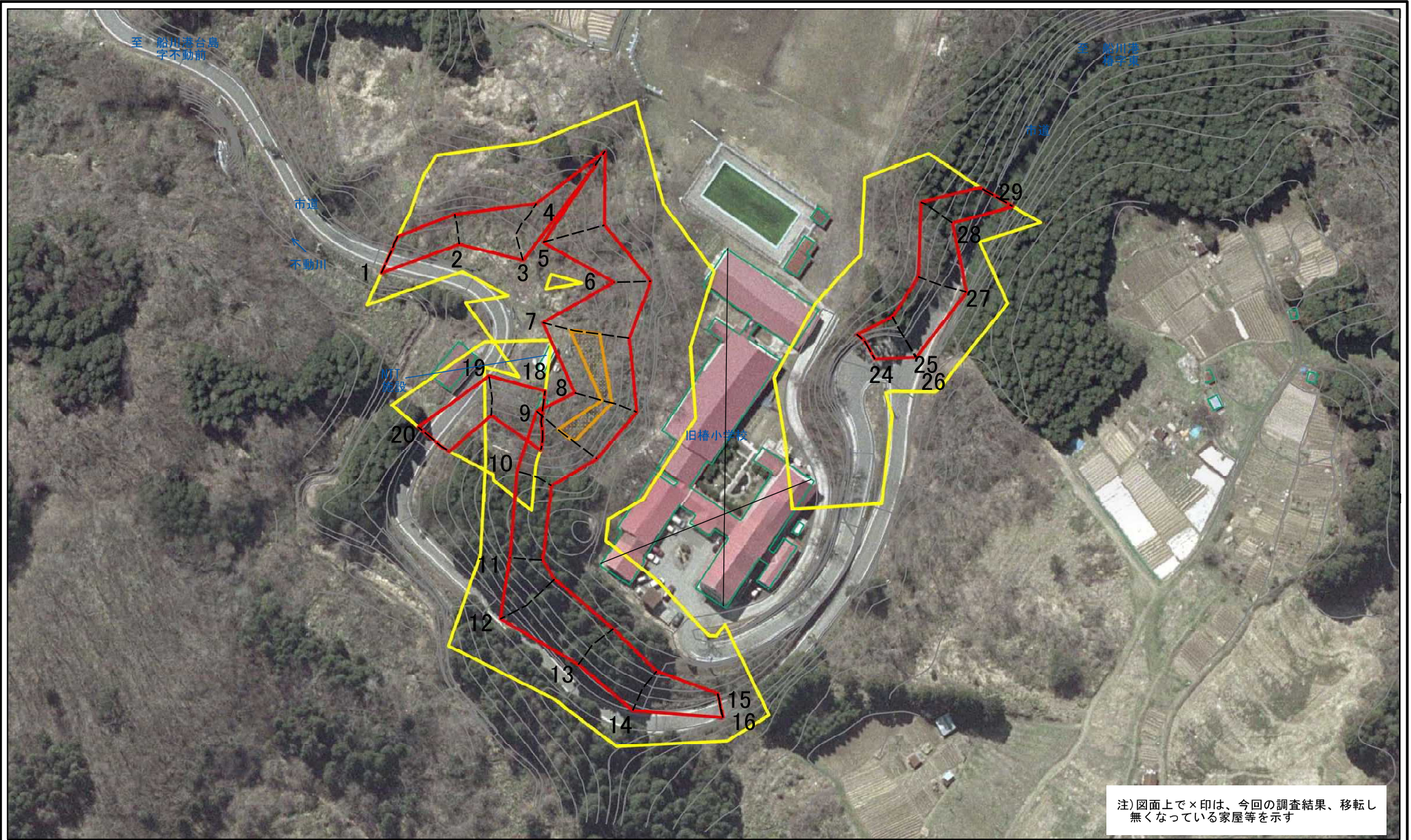
注) 図面上で×印は、今回の調査結果、移転し
無くなっている家屋等を示す



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		自然現象 の種類 急傾斜地の崩壊 告示番号 第403号 告示年月日 令和2年9月25日	箇所番号 I-1285
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域			箇所名 中山2号
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土砂等の移動による力が100kN/mを 超える区域			所在地 秋田県男鹿市船川港棧字中山及び立林並びに 同市船川港台高字木戸口、浜草及び不動前
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		縮尺 1:1,000		
それ以外の区域				

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

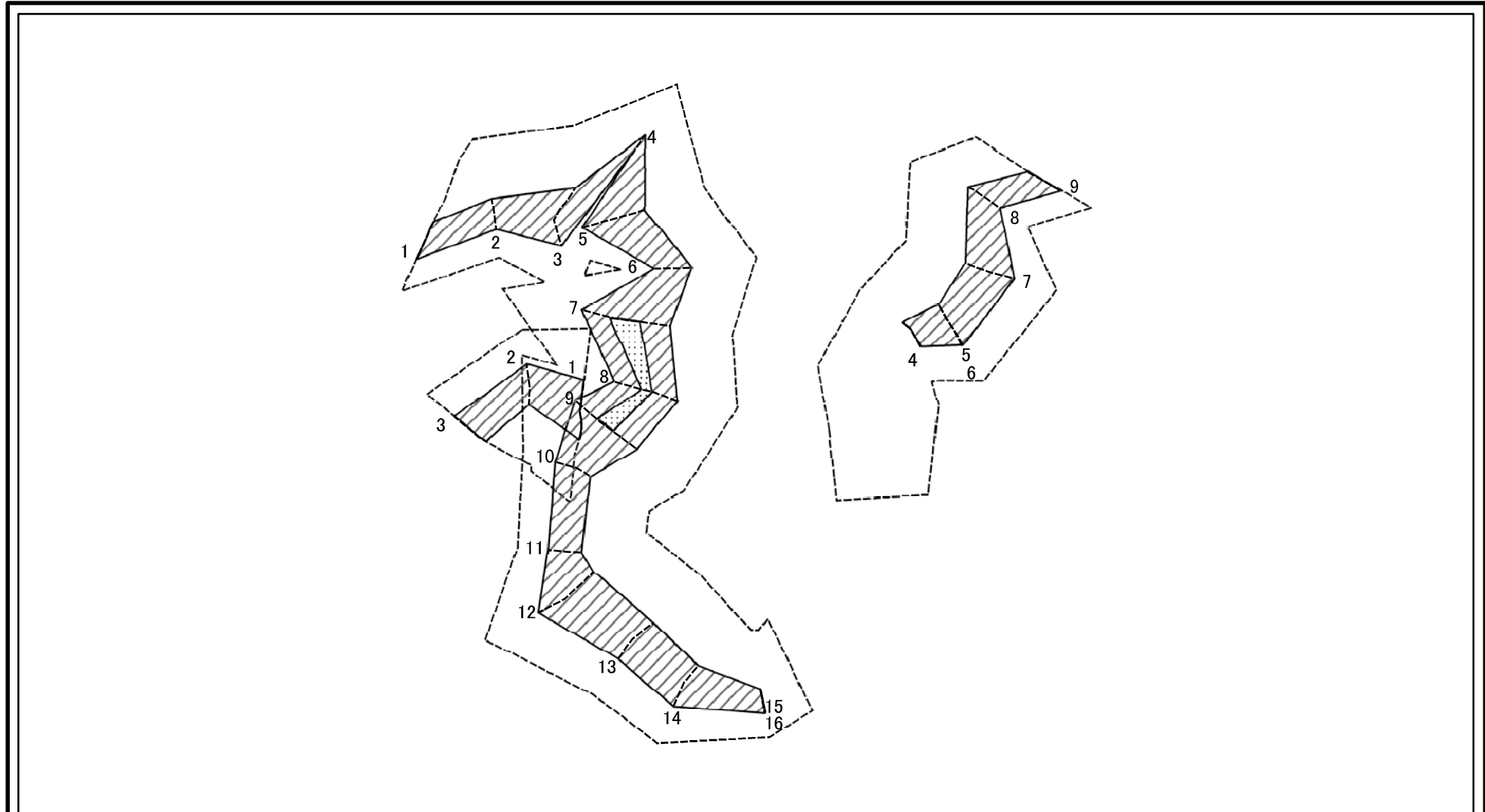
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

縮尺	1:1,000
----	---------

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第403号
告示年月日	令和2年9月25日

箇所番号	I-1285
箇所名	中山2号
所在地	秋田県男鹿市船川港橋字中山及び立林並びに同市船川港台高字木戸口、浜草及び不動前

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

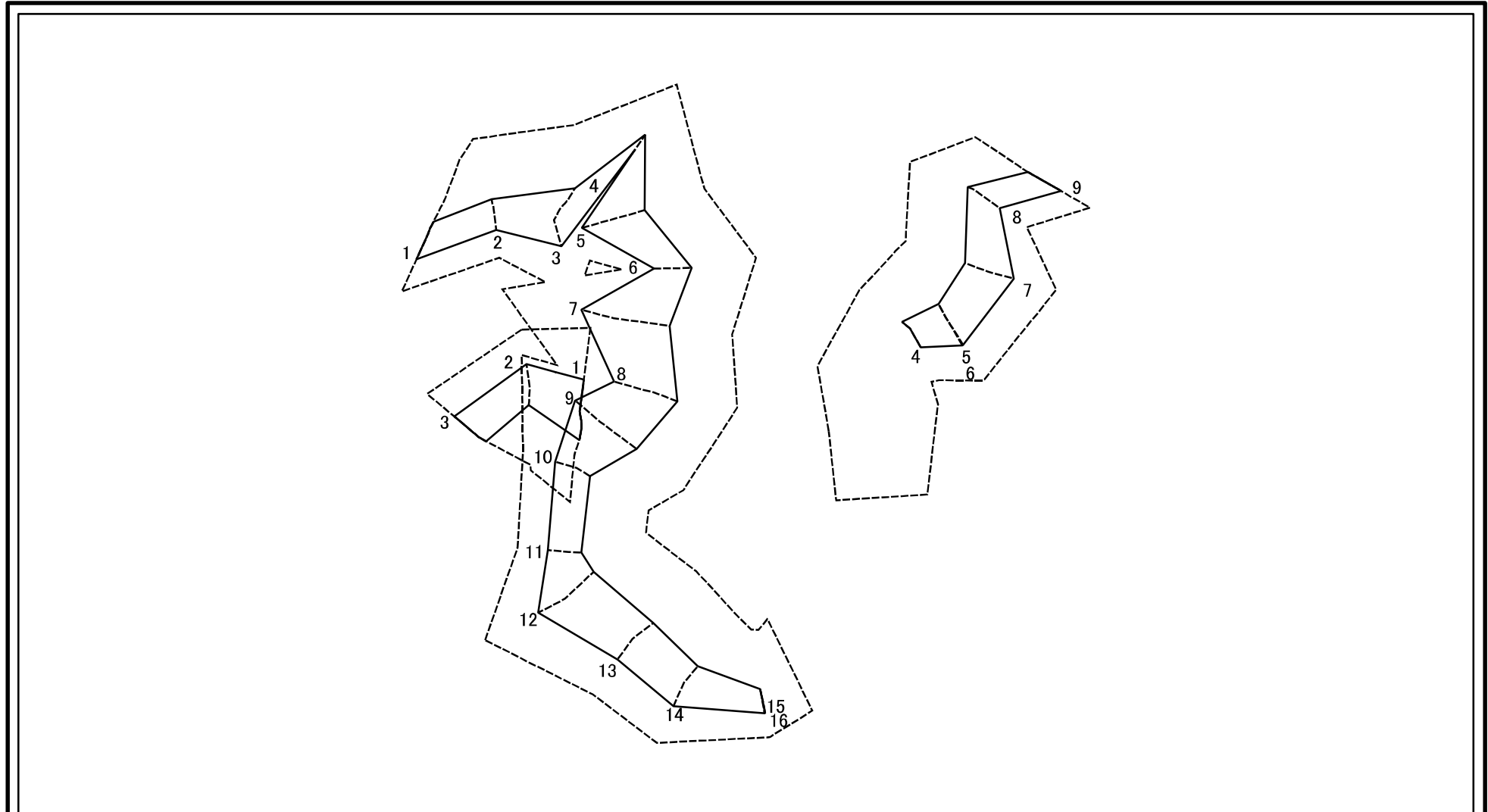
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域
それ以外の区域	

	縮尺
	1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第403号
告示年月日	令和2年9月25日

箇所番号	I - 1285
箇所名	中山2号
所在地	秋田県男鹿市船川港橋字中山及び立林並びに同市船川港台島字木戸口、浜平及び不動前

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域



それ以外の区域



縮尺

1:1,500

自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

告示番号

第403号

告示年月日

令和2年9月25日

箇所番号

I - 1285

箇所名

中山2号

所在地

秋田県男鹿市船川港橋字中山及び立林
並びに同市船川港台島字木戸口、
浜平及び不動前

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	78.90	1.00	-	-	8.55	1.69	27 ~ 28	-	-	93.37	1.00	-	-	8.51	1.68
2 ~ 3	-	-	94.97	1.00	-	-	9.83	1.95	28 ~ 29	-	-	81.66	1.00	-	-	8.52	1.69
3 ~ 4	-	-	94.97	1.00	-	-	9.83	1.95	~								
4 ~ 5	-	-	100.00	1.00	-	-	10.46	2.07	~								
5 ~ 6	-	-	100.00	1.00	-	-	10.46	2.07	~								
6 ~ 7	-	-	100.00	1.00	-	-	11.47	2.27	~								
7 ~ 8	120.66	1.00	100.00	1.00	-	-	11.47	2.27	~								
8 ~ 9	115.19	1.00	100.00	1.00	-	-	10.89	2.15	~								
9 ~ 10	-	-	100.00	1.00	-	-	10.66	2.11	~								
10 ~ 11	-	-	76.52	1.00	-	-	8.00	1.58	~								
11 ~ 12	-	-	100.00	1.00	-	-	10.49	2.08	~								
12 ~ 13	-	-	100.00	1.00	-	-	10.49	2.08	~								
13 ~ 14	-	-	89.32	1.00	-	-	8.45	1.67	~								
14 ~ 15	-	-	89.32	1.00	-	-	9.01	1.78	~								
15 ~ 16	-	-	68.48	1.00	-	-	9.01	1.78	~								
16 ~ 17	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
18 ~ 19	-	-	100.00	1.00	-	-	10.59	2.09	~								
19 ~ 20	-	-	85.20	1.00	-	-	8.84	1.75	~								
~									~								
21 ~ 22	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
22 ~ 23	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
23 ~ 24	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
24 ~ 25	-	-	82.55	1.00	-	-	10.42	2.06	~								
25 ~ 26	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
26 ~ 27	-	-	93.37	1.00	-	-	8.51	1.68	~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1285
	告示番号	第403号	箇所名	中山2号
	告示年月日	令和2年9月25日	所在地	秋田県男鹿市船川港榑字中山及び立林並びに同市船川港台島字木戸口、浜平及び不動前